

土岐市告示第 3 5 号

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

土岐市長 加 藤 淳 司

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、脱炭素社会の実現及び地球温暖化防止を推進することを目的として、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）を導入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、土岐市補助金等交付規則（昭和 5 1 年土岐市規則第 2 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E H 住宅の高断熱化、高効率設備及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の一次エネルギーの消費量が正味（ネット）でゼロとなる住宅をいう。
- (2) 国採択事業者 環境省、経済産業省又は国土交通省の執行団体として採択された事業者をいう。
- (3) 国 Z E H 補助金 国採択事業者が実施する Z E H に関する補助金のうち、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅の購入予定者又は既存戸建住宅の所有者を補助対象者とするものをいう。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、国採択事業者が実施する国 Z E H 補助金の対象となっているものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内において、Z E Hを新築し、Z E Hに改築し、又はZ E Hの新築建売住宅を購入し、当該Z E Hに居住していること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする同一年度内に、国採択事業者から国Z E H補助金の補助金確定通知を受けていること。
- (3) 家庭において省エネルギー活動を実践すること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、5万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国Z E H補助金の補助金確定通知書の写し
- (2) 国Z E H補助金完了実績報告時の添付書類のうち、設置報告書及び建築図面の写し
- (3) Z E Hの完成写真
- (4) 住宅の位置を示す地図
- (5) 「Z E H」の記載があるB E L S評価書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金不交付決定通知書（別記

様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付請求書(別記様式第4号)を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第9条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、当該補助対象住宅を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、法定耐用年数の期間内において、当該補助対象住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金財産処分承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金財産処分承認通知書(別記様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住 所

氏 名

※本人による自署

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付申請書

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。また、補助要件を確認するために、市が課税台帳、住民基本台帳等について照合を行うことに同意します。

記

1 住宅の所在地

2 設置区分 1 既存住宅 2 新築住宅 3 建売住宅

3 設置完了日 年 月 日

4 補助金の申請金額 円

※添付書類

（1）国 Z E H 補助金の補助金確定通知書の写し

（2）国 Z E H 補助金完了実績報告時の添付書類のうち設置報告書及び建築図面の写し

（3）Z E H の完成写真

（4）住宅の位置を示す地図

（5）「Z E H」の記載がある B E L S 評価書の写し

（6）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、次のとおり交付を決定したので、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付の条件等

- （1）土岐市補助金等交付規則及び土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- （2）補助対象システムの法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、管理すること。
- （3）補助対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときには、あらかじめ土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出すること。
- （4）補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。
- （5）事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する市長からの協力の求めに応じること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記の理由により不交付とすることを決定したので、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

土岐市長 様

請求者 住 所

氏 名

電話番号

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、
土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱第8条の規定に
より請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

- （1）金融機関の名称
- （2）支店等の名称
- （3）預金種類
- （4）口座番号
- （5）口座名義人
- （6）口座名義人（フリガナ）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

土岐市長 様

請求者 住 所

氏 名

※本人による自署

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けて設置したシステムを、下記の理由により処分したいので、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により申請します。

記

1 対象システム

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の方法

4 処分の理由

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金の財産処分について、土岐市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件